

広島県告示第七百五号

窒素含有量に係る総量規制基準の一部を改正する告示を次のとおり定める。

平成十九年六月二十日

広島県知事 藤 田 雄 山

窒素含有量に係る総量規制基準の一部を改正する告示

窒素含有量に係る総量規制基準（平成十四年広島県告示第七百二十九号）の一部を次のように改正する。

第四の二のQn中「（平成十四年十月一日以後に新たに設置される指定地域内事業場に係る場合にあつては、特定排水の量）」を削る。

別表を次のように改める。

別表（第四関係）

整理番号	業種その他の区分	窒素含有量 （単位 リットルにつき ミリグラム）		備考
		既設 (1)	新增設 (2)	
二	畜産農業	一三〇	六五	
三	天然ガス鉱業	六〇	六〇	
四	非金属鉱業	二五	二五	
五	肉製品製造業	四五	二五	
六	乳製品製造業	三〇	二五	
七	畜産食料品製造業 （前二項に掲げるものを除く。）	四〇	三五	
八	水産缶詰・瓶詰製造業	二五	二〇	
九	寒天製造業	二五	二〇	
一〇	魚肉ハム・ソーセージ製造業	二五	二〇	
一一	水産練製品製造業 （前項に掲げるものを除く。）	五〇	三〇	
一二	冷凍水産物製造業	五〇	三〇	
一三	冷凍水産食品製造業	五〇	三〇	
一四	水産食料品製造業 （整理番号八の項から前項までに掲げるものを除き、魚介類塩干・塩蔵品製造業を含む。）	五〇	三〇	
一五	野菜缶詰・果実缶詰・農産保存食料品製造業	三〇	二五	
一六	野菜漬物製造業	三〇	二五	
一七	味そ製造業	二五	二〇	
一八	しょう油・食用アミノ酸製造業	七五	三〇	
一九	うま味調味料製造業	三〇	二五	
二〇	ソース製造業	二五	二〇	
二一	食酢製造業	二五	二〇	
二二	砂糖精製業	二五	二〇	

			二一	ぶどう糖・水あめ・異性化糖製 造業	八五	二〇	
		二四	二五	小麦粉製造業	二五	二〇	
		二五	二五	パン製造業	二五	二〇	
		二六	二五	生菓子製造業	二五	二〇	
		二七	二五	ビスケット類・干菓子製造業	二五	二〇	
		二八	二五	米菓製造業	二五	二〇	
		二九	二五	パン・菓子製造業 （整理番号二五の項から前項までに 掲げるものを除く。）	二五	二〇	
		三〇	二五	植物油脂製造業	二五	二〇	
		三一	二五	動物油脂製造業	二五	二〇	
		三二	二五	食用油脂加工業	二五	二〇	
		三三	二〇	ふくらし粉・イースト・その他の酵 母剤製造業	二〇	一〇	
		三四	二五	穀類でんぷん製造業	二五	二〇	
		三五	二五	めん類製造業	二五	二〇	
		三七	四〇	豆腐・油揚げ製造業	四〇	三五	
		三八	二五	あん類製造業	二五	二〇	
		三九	三五	冷凍調理食品製造業	三五	二五	
		四〇	二五	そう（惣）菜製造業のうち煮豆の製 造に係るもの	二五	二〇	
		四一	二五	清涼飲料製造業	二五	二〇	
		四二	二五	果実酒製造業	二五	二〇	
		四三	二五	ビール製造業	二五	二〇	
		四四	二五	清酒製造業	二五	二〇	
		四五	二五	蒸留酒・混成酒製造業	二五	二〇	
		四六	二五	インスタントコーヒー製造業	二五	二〇	
		四七	二五	配合飼料製造業	二五	二〇	
		四八	二五	単体飼料製造業	二五	二〇	
		四九	二五	有機質肥料製造業	二五	二〇	
		五〇	二〇	たばこ製造業	二〇	一〇	
		五一	二〇	生糸製造業（副蚕糸精錬業を含む。）	二〇	一〇	
	五五	二〇	二〇	繊維工業（整理番号五一の項に掲げ るもの及び衣服その他の繊維製品に 係るものを除く。以下同じ。）で整 毛工程に係るもの	二〇	一〇	
	五七	二〇	二〇	繊維工業で麻製織工程に係るもの	二〇	一〇	
	五八	二五	二〇	繊維工業で毛織物機械染色整理工程 （のり抜き、精錬漂白、シルケット 加工その他の染色整理工程に付帯し て行われる加工処理工程（以下「染 色整理工程付帯加工処理工程」とい う。）を含む。）に係るもの	二五	二〇	

五九	繊維工業で織物機械染色整理工程（染色整理工程付帯加工処理工程を含む。）に係るもの （前項に掲げるものを除く。）	四〇	三〇	綿織物捺染工程にあつては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、一〇〇、三三とす。
六〇	繊維工業で織物手加工染色整理工程（染色整理工程付帯加工処理工程を含む。）に係るもの	二五	二〇	
六一	繊維工業で綿状繊維・糸染色整理工程（染色整理工程付帯加工処理工程を含む。）に係るもの	四〇	三〇	
六二	繊維工業でニット・レース染色整理工程（染色整理工程付帯加工処理工程を含む。）に係るもの	二五	二〇	
六三	繊維工業で繊維雑品染色整理工程（染色整理工程付帯加工処理工程を含む。）に係るもの	二五	二〇	
六四	繊維工業で不織布製造工程に係るもの	二五	二〇	
六五	繊維工業でフェルト製造工程に係るもの	二五	二〇	
六六	繊維工業で上塗りした織物及び防水した織物製造工程に係るもの	二五	二〇	
六七	繊維工業で繊維製衛生材料製造工程に係るもの	二五	二〇	
六八	繊維工業 （整理番号五五の項から前項までに掲げるものを除く。）	二五	二〇	
六九	一般製材業又は木材チップ製造業	二五	二〇	
七一	合板製造業（集成材製造業を含む。）又はパーティクルボード製造業	二五	二〇	
七五	木材薬品処理業	二五	二〇	
七六	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で溶解パルプ製造工程に係るもの	二〇	一〇	
七七	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でサルファイトパルプ製造工程に係るもの	二〇	一〇	
七八	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でグラウンドパルプ製造工程、リファイナードパルプ製造工程又はサーモメカニカルパルプ製造工程に係るもの	二〇	一〇	
七九	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で未さらしケミグラウンドパルプ製造工程又は未さらしセミケミカル	二〇	一〇	

八〇	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でさらしケミグラントパルプ製造工程（前工程の未さらしケミグラントパルプ製造工程を含む。）又はさらしセミケミカルパルプ製造工程（前工程の未さらしセミケミカルパルプ製造工程を含む。）に係るもの	二〇	一〇	
八一	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で未さらしクラフトパルプ製造工程に係るもの （次項に掲げるものを除く。）	二〇	一〇	
八二	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でさらしクラフトパルプ製造工程（前工程の未さらしクラフトパルプ製造工程を含む。）に係るもの	二〇	一〇	
八三	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で古紙を原料とするパルプ製造工程に係るもの （次項に掲げるものを除く。）	二〇	一〇	
八四	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で古紙を原料とし脱インキ又は漂白を行うパルプ製造工程（前工程の離解工程を含む。）に係るもの	二〇	一〇	
八五	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で木材又は古紙以外のものを原料とするパルプ製造工程に係るもの	二〇	一〇	
八六	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でグラントパルプ、リファイナーグラントパルプ又はサーモメカニカルパルプを主原料とする洋紙製造工程（前工程のグラントパルプ、リファイナーグラントパルプ又はサーモメカニカルパルプ製造工程を有するものに限る。）に係るもの	二〇	一〇	
八七	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で洋紙製造工程に係るもの （前項に掲げるものを除く。）	二〇	一〇	
八八	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で板紙製造工程に係るもの	二〇	一〇	
八九	機械すき紙製造業	二五	二〇	
九〇	手すき紙製造業	二五	二〇	
九一	塗工紙製造業	二五	二〇	

一〇七	無機顔料製造業	五〇	四〇		<p>(一) アンモニア製造工程にあつては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、七〇とする。</p> <p>(二) アンモニア誘導品製造工程にあつては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、二〇〇、二二〇とする。</p> <p>(三) 尿素製造工程にあつては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、一五〇〇、一一〇〇とする。</p>
一〇六	電炉工業	一五	一〇		
一〇五	ソーダ工業	一五	一〇		
一〇四	化学肥料製造業 (前二項に掲げるものを除く。)	一五	一〇		
一〇三	複合肥料製造業	四〇	三五		
九七	パルプ製造業、紙製造業又は紙加工品製造業 (整理番号七六の項から前項までに掲げるものを除く。)	二五	二〇		
九六	繊維板製造業 (前項に掲げるものを除く。)	二五	二〇		
九五	乾式法による繊維板製造業	二五	二〇		
九四	セロファン製造業	二五	二〇		
九三	重包装紙袋製造業	二五	二〇		
九二	段ボール製造業	二五	二〇		
一〇〇	印刷業 (新聞その他の出版物を印刷するものを含む。)	三〇	二五		
一〇一	製版業	三〇	二五		
一〇二	窒素質・りん酸質肥料製造業	九〇	四〇		

黄鉛顔料製造工程にあつては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、七

	一〇八			〇〇、五二〇とする。
	無機化学工業製品製造業 (整理番号一〇五の項から前三項に掲げるものを除く。)	五〇	四〇	(一) バナジウム化合物製造工程(塩析工程を有するものに限る。)にあつては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、三〇〇〇、三〇〇〇とする。 (二) 酸化コバルト製造工程にあつては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、四七〇、四六〇とする。 (三) モリブデン化合物製造工程(塩析工程を有するものに限る。)にあつては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、三〇〇〇、三〇〇〇とする。 (四) イットリウム酸化物製造工程にあつては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、一五〇、一五〇とする。 (五) 酸化銀製造工程にあつては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、二一〇、一七〇とする。

一一三	石油化学系基礎製品製造業で有機化学工業製品製造工程（脂肪族系中間物製造工程、環式中間物・合成染料	一一二 石油化学系基礎製品製造業で合成ゴム製造工程に係るもの	一一一 石油化学系基礎製品製造業でプラスチック製造工程に係るもの	一〇九 石油化学系基礎製品製造業で脂肪族系中間物製造工程に係るもの	一〇 石油化学系基礎製品製造業で環式中間物・合成染料・有機顔料製造工程に係るもの	一五 一〇	二五 二〇	（六）酸化ジルコニウム製造工程にあつては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、二三〇、一七〇とする。 （七）窒素又はその化合物を含有する原料を使用する工程にあつては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、一一〇、五〇とする。
一五		五〇	四〇	五〇	二五	一〇		窒素又はその化合物を原料として使用するものにあつては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、一六〇、五五とする。
								窒素又はその化合物を原料として使用するものにあつては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、一八〇、六〇とする。

	<p>・有機顔料製造工程、プラスチック製造工程及び合成ゴム製造工程を除く。）に係るもの</p>	四〇	二〇	<p>にあつては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、一〇、一五とする。</p>
一一四	<p>石油化学系基礎製品製造業 （整理番号一〇九の項から前項までに掲げるものを除く。）</p>	四〇	二〇	<p>(一) 窒素又はその化合物を原料として使用するものにあつては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、一五〇、五〇とする。</p>
一一五	<p>脂肪族系中間物製造業</p>	五〇	二五	<p>(二) 青酸誘導品含有排水を排出する工程にあつては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、五〇〇、五〇〇とする。</p>
一一六	<p>メタン誘導品製造業</p>	一五	一〇	
一一七	<p>発酵工業</p>	一五	一〇	
一一八	<p>コーラル製品製造業</p>	一〇〇〇	一〇〇〇	
一一九	<p>環式中間物・合成染料・有機顔料製造業</p>	五〇	二五	<p>窒素又はその化合物を原料として使用するものにあつては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、一八〇、八五とする。</p>
一二〇	<p>プラスチック製造業</p>	四〇	二〇	<p>窒素又はその化合物を原料又は乳化助剤として使用するものにあつては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、一五〇、五〇とする。</p>

一一二	合成ゴム製造業	五〇	二五	窒素又はその化合物を原料又は乳化助剤として使用するものにあつては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、一五〇、五〇とする。
一一二	有機化学工業製品製造業 (整理番号一〇九の項から前項までに掲げるものを除く。)	八〇	三五	(一) 窒素又はその化合物を原料として使用するものにあつては、第三欄の(1)の値は八五とする。 (二) イソシアヌル酸及びその誘導品製造工程にあつては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、四二〇、四二〇とする。 (三) メラミン製造工程にあつては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、一五〇〇、一五〇〇とする。 (四) 化学発泡剤製造工程(尿素を原料として使用するものに限る。)にあつては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、五一〇、二五とする。
一一三	レーヨン・アセテート製造業のうちレーヨンの製造に係るもの	一五	一〇	
一一四	レーヨン・アセテート製造業のうちアセテートの製造に係るもの	一五	一〇	

一五五	合成繊維製造業			二五	一五	窒素又はその化合物を原料として使用するものにあつては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、一五〇、五〇とする。
一二六	脂肪酸・硬化油・グリセリン製造業			一五	一〇	
一二七	石けん・合成洗剤製造業			一五	一〇	
一二八	界面活性剤製造業 (前項に掲げるものを除く。)			一五	一〇	
一二九	塗料製造業			三五	二〇	
一三〇	印刷インキ製造業			二五	二〇	
一三一	医薬品原薬・製剤製造業			四五	二五	
一三二	医薬品製剤製造業			二〇	一〇	
一三三	生物学的製剤製造業			一五	一〇	
一三四	生薬・漢方製剤製造業			一五	一〇	
一三五	動物用医薬品製造業			一五	一〇	
一三六	火薬類製造業			一五	一〇	
一三七	農薬製造業			五五	二〇	
一三八	合成香料製造業			五五	二〇	
一三九	香料製造業 (前項に掲げるものを除く。)			一五	一〇	
一四〇	化粧品・歯磨・その他の化粧品用調整品製造業			一五	一〇	
一四二	ゼラチン・接着剤製造業 (にかわ製造業を含む。)			一五	一〇	
一四三	写真感光材料製造業			一五	一〇	
一四四	天然樹脂製品・木材化学製品製造業			一五	一〇	
一四五	イオン交換樹脂製造業			一五	一〇	
一四六	化学工業 (整理番号一〇二の項から前項までに掲げるものを除く。)			五五	二〇	
一四七	石油精製業			二五	二〇	
一四八	潤滑油製造業 (前項に掲げるものを除く。)			二〇	一〇	
一四九	コークス製造業			六〇〇	四〇〇	
一五〇	石油コークス製造業			二〇	一〇	
一五一	自動車タイヤ・チューブ製造業			二〇	一〇	
一五二	ゴム製品製造業でラテックス成型型洗浄工程に係るもの			二〇	一五	
一五三	ゴム製品製造業 (前二項に掲げるものを除く。)			二五	二〇	
一五四	なめしかわ製造業			五〇	四五	

一七五	フェロアロイ製造業			一五	一〇	
一七六	高炉によらない製鉄業 (前項に掲げるものを除く。)			一五	一〇	
一七八	製鋼・製鋼圧延業 (転炉(単独転炉を含む。)又は電気炉(単独電気炉を含む。))による			一五	一〇	ステンレス硝酸 酸洗工程を有するものにあつて
一七三	高炉による製鉄業	三五	二〇			(一) コークス製造工程にあつては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、八〇〇、六〇〇とする。
一七二	うわ薬製造業	二五	二〇			(二) ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあつては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、五五、四〇とする。
一七〇	鉱物・土石粉碎等処理業	二五	二〇			
一六九	碎石製造業	二〇	一〇			
一六八	黒鉛電極製造業	二〇	一〇			
一六七	セメント製品製造業 (前二項に掲げるものを除く。)	二〇	一〇			
一六六	コンクリート製品製造業	二〇	一〇			
一六五	生コンクリート製造業	二〇	一〇			
一六四	ガラス・同製品製造業 (整理番号一五六の項から前項までに掲げるものを除く。)	二〇	一五			
一六三	ガラス繊維・同製品製造業 (前項に掲げるものを除く。)	二〇	一〇			
一六二	ガラス繊維(長繊維に限る。)・同製品製造業	二〇	一〇			
一六一	卓上用・ちゅう房用ガラス器具製造業	二〇	一〇			
一六〇	理化学用・医療用ガラス器具製造業	二〇	一〇			
一五九	ガラス容器製造業	二〇	一〇			
一五八	ガラス製加工素材製造業	二〇	一〇			
一五七	板ガラス加工業	二〇	一〇			
一五六	板ガラス製造業	二〇	一〇			
一五五	毛皮製造業	三〇	三〇			

一七九	熱間圧延業 （整理番号一八二の項及び同 一八三の項に掲げるものを除く。）	一五	一〇	は、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、五五、四〇とする。
一八〇	冷間圧延業 （整理番号一八二の項及び同 一八三の項に掲げるものを除く。）	一五	一〇	
一八一	冷間ロール成型形鋼製造業	一五	一〇	
一八二	鋼管製造業	一五	一〇	
一八三	伸鉄業	一五	一〇	
一八四	磨棒鋼製造業	二五	二〇	ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあつては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、六〇、五〇とする。
一八五	引抜鋼管製造業	四五	二五	ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあつては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、五五、五〇とする。
一八六	伸線業	二五	二〇	
一八七	ブリキ製造業	一五	一〇	
一八八	亜鉛鉄板製造業	一五	一〇	
一八九	めつき鋼管製造業	一五	一〇	
一九〇	めつき鉄鋼線製造業	一五	一〇	
一九一	表面処理鋼材製造業 （整理番号一八七の項から前項まで に掲げるものを除く。）	一五	一〇	ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあつては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、五五、四〇とする。
一九二	鍛鋼製造業	一五	一〇	
一九三	鍛工品製造業	一五	一〇	
一九四	鋳鋼製造業	一五	一〇	
一九五	鋳鉄鋳物製造業 （次項及び整理番号一九七の項に掲 げるものを除く。）	一五	一〇	
一九六	鋳鉄管製造業	一五	一〇	
一九七	可鍛鋳鉄製造業	一五	一〇	

一九八	鉄粉製造業	一九九	鉄鋼業 (整理番号一七三の項から前項までに掲げるものを除く。)	二〇〇	非鉄金属製造業	二〇一	電気めつき業	二〇二	金属製品製造業 (前項に掲げるものを除く。)	二〇三	一般機械器具製造業
一五	一五	一〇	ステンレス硝酸 酸洗工程を有するものにあつては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、五五、四〇とする。	七〇	六〇	二五	二五	三五	三五	二五	二五
一〇	一〇	二五	窒素又はその化合物による表面処理施設を設置するものにあつては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、一三〇、八五とする。	三〇	二五	二五	二五	三五	三五	二五	二五
二五	二五	二五	(二) アルマイト加工工程(窒素又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。)にあつては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、七〇、六〇とする。	三〇	二五	二五	二五	三五	三五	二五	二五
二五	二五	二五	(一) 溶融めつき工程(窒素又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。)にあつては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、一三〇、八五とする。	三〇	二五	二五	二五	三五	三五	二五	二五
二五	二五	二五	ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあつては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、九〇、九〇とする。	三〇	二五	二五	二五	三五	三五	二五	二五

二〇九	二〇八	二〇七	二〇六	二〇五	二〇四		
下水道業	ガス製造工場	精密機械器具製造業	輸送用機械器具製造業	電気機械器具製造業 (前項に掲げるものを除き、情報通信機械器具製造業、電子部品・電子デバイス製造業を含む。)	プリント回路板製造業		
二五	二〇	二〇	三〇	二五	二五		
二〇	一〇	一〇	二五	二〇	二〇		
(一) 活性汚泥法、標準散水ろ床法その他これ		時計・同部分品製造工程(時計側を除く。)にあっては、第三欄(1)の値は、三〇とする。	自動車・同付属品製造工程(窒素又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。)にあっては、第三欄(1)の値は、四五とする。	(一) 民生用電気機械器具製造工程(窒素又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。)にあっては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、四〇、三〇とする。		(二) 半導体素子製造工程にあっては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、四五、三〇とする。	は、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、四五、二〇とする。

二二〇	空瓶卸売業	三〇	二五	<p>らと同程度に 下水中の窒素 を除去できる 方法より高度 に下水中の窒 素を除去でき る方法により 下水を処理す るもの（高濃 度の窒素を含 有する汚水を 多量に受け入 れて処理する ものを除く。） にあつては、第 三欄の値は、 それぞれ同欄 の順序に従い、 二〇、一五と する。 （二） 高濃度の窒 素を含有する 汚水を多量に 受け入れて処 理するものに あつては、第 三欄の値は、 それぞれ同欄 の順序に従 い、三〇、二 五とする。</p>
二二一	共同調理場（学校給食法（昭和二十九年法律第六十号）第五条の二に規定する施設をいう。）	三〇	二五	
二二二	弁当仕出屋又は弁当製造業	三〇	二五	
二二三	飲食店	四五	三〇	
二二四	宿泊業	四五	三〇	
二二五	リネンサプライ業	三〇	二五	
二二六	洗濯業 （前項に掲げるものを除く。）	三〇	二五	
二二八	写真業（写真現像・焼付業を含む。）	三〇	二五	
二二九	自動車整備業	三〇	二五	
二二〇	病院	四五	三〇	
二二一	し尿浄化槽 （建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第三十二条第	四〇	三〇	第二欄に規定する表に定める構造を有するし尿

二二三	し尿処理業 (し尿浄化槽に係るものを除く。)	六〇	四〇	嫌気性消化法、 好気性消化法、 湿式酸化法又は 活性汚泥法に凝 集処理法を加え た方法より高度 にし尿を処理す ることができ る方法によりし尿 を処理するもの にあつては、第 三欄の値は、そ れぞれ同欄の順 序に従い、五〇、 三〇とする。
二二二	し尿浄化槽 (建築基準法施行令第三十二条第一 項の表に規定する算定方法により算 定した処理対象人員が五〇〇人以下 二〇一人以上のものに限り。)	五〇	四〇	第二欄に規定す る表に定める構 造を有するし尿 浄化槽より高度 にし尿を処理す ることができ る方法によりし尿 を処理するもの にあつては、第 三欄の値は、そ れぞれ同欄の順 序に従い、三〇、 二〇とする。
二二一	試験研究機関 (水質汚濁防止法施行規則第一条の	三〇	二五	
二二〇	地方卸売市場	三〇	二五	
二一九	中央卸売市場	三〇	二五	
二一八	と畜場	四五	二五	
二一七	死亡獣畜取扱業	三〇	二五	
二一六	産業廃棄物処理業 (前項に掲げるものを除く。)	四五	三五	
二一五	廃油処理業	二五	一五	
二一四	ごみ処理業	三〇	二五	

一項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が五〇一人以上のものに限り。)

し尿浄化槽
(建築基準法施行令第三十二条第一項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が五〇〇人以下二〇一人以上のものに限り。)

二二三
し尿処理業
(し尿浄化槽に係るものを除く。)

二二二

二二一

二二〇

試験研究機関
(水質汚濁防止法施行規則第一条の

二一九

中央卸売市場

二一八

と畜場

二一七

死亡獣畜取扱業

二一六

産業廃棄物処理業
(前項に掲げるものを除く。)

二一五

廃油処理業

二一四

ごみ処理業

二二三

し尿処理業
(し尿浄化槽に係るものを除く。)

二二二

し尿浄化槽

二二一

試験研究機関
(水質汚濁防止法施行規則第一条の

二二〇

地方卸売市場

二一九

中央卸売市場

二一八

と畜場

二一七

死亡獣畜取扱業

二一六

産業廃棄物処理業
(前項に掲げるものを除く。)

二一五

廃油処理業

二一四

ごみ処理業

二二三

し尿処理業
(し尿浄化槽に係るものを除く。)

二二二

し尿浄化槽

二二一

試験研究機関
(水質汚濁防止法施行規則第一条の

二二〇

地方卸売市場

二一九

中央卸売市場

二一八

と畜場

二一七

死亡獣畜取扱業

二一六

産業廃棄物処理業
(前項に掲げるものを除く。)

二一五

廃油処理業

二一四

ごみ処理業

二二三

し尿処理業
(し尿浄化槽に係るものを除く。)

二二二

し尿浄化槽

二二一

試験研究機関
(水質汚濁防止法施行規則第一条の

二二〇

地方卸売市場

二一九

中央卸売市場

二一八

と畜場

二一七

死亡獣畜取扱業

二一六

産業廃棄物処理業
(前項に掲げるものを除く。)

二一五

廃油処理業

二一四

ごみ処理業

二二三

し尿処理業
(し尿浄化槽に係るものを除く。)

二二二

し尿浄化槽

二二一

試験研究機関
(水質汚濁防止法施行規則第一条の

二二〇

地方卸売市場

二一九

中央卸売市場

二一八

と畜場

二一七

死亡獣畜取扱業

二一六

産業廃棄物処理業
(前項に掲げるものを除く。)

二一五

廃油処理業

二一四

ごみ処理業

二二三

し尿処理業
(し尿浄化槽に係るものを除く。)

二二二

し尿浄化槽

二二一

試験研究機関
(水質汚濁防止法施行規則第一条の

二二〇

地方卸売市場

二一九

中央卸売市場

二一八

と畜場

二一七

死亡獣畜取扱業

二一六

産業廃棄物処理業
(前項に掲げるものを除く。)

二一五

廃油処理業

二一四

ごみ処理業

二二三

し尿処理業
(し尿浄化槽に係るものを除く。)

一五 その他	一四 自動式車両洗 浄施設を有するも の (整理番号二の項 から前項まで及び この項の一から一 三までに掲げる業 種その他の区分に 属するものは除 く。)	一三 酸又はアルカ リによる表面処理 施設を有するもの (整理番号二の項 から前項まで及び この項の一から一 二までに掲げる業 種その他の区分に 属するものは除 く。)	一二 生活雑排水、 整理番号二二一の 項及び同二二二の 項に掲げるし尿浄 化槽以外のし尿浄 化槽(同二〇九の 項、同二一四の 項、同二二〇の項 から同二二三の項 まで及び前三項ま でに掲げる業種そ 他の区分に属す る指定地域内事業 場は除く。)
三五	三五	三五	六〇
三〇	三〇	三〇	六〇

附 則

この告示は、平成十九年九月一日から施行する。ただし、平成二十一年三月三十一日まで
の間は、Cn、Cno及びCni(平成十四年十月一日から平成十九年八月三十一日まで)に、特定施設
の設置又は構造等の変更により増加する特定排出水に係るものに限る。)の値に係る業種そ
他の区分及びその区分ごとの値については、なお従前の例による。